

# 日本動物看護学会 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本動物看護学会 (The Japanese Society of Veterinary Nursing) と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、東京都千代田区におく。

## 第2章 目的と活動

(目的)

第3条 本会は、動物看護学に関する研究と教育の進展を推進することにより、学術の発展および科学技術の振興を図り、もって人と動物の共生を育む社会の醸成に貢献することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。その細目は別に定める。

- ア. 年次学術集会及びその他の学術集会の開催
- イ. 会誌その他出版物の発行
- ウ. 各種委員会の運営
- エ. 研究の奨励及び研究業績の表彰
- オ. その他、本会の目的を達成するために必要な諸活動

2 前項の目的を達成するために、本会に地方支部をもうけることができる。

## 第3章 会員

(入会資格)

第5条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- ア. 正会員：動物看護学の研究と教育に関心を有する個人
- イ. 名誉会員：本会の活動において格段に功労のあった正会員もしくは法人・団体で、その選出方法と資格は別に定める。
- ウ. 賛助会員：本会の目的に賛同し、本会への財政的援助を申し出た個人または法人・団体

(入会と退会)

第6条 本会に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、役員会の承認を受けるものとする。

- 2 理事長は、前項の承認があったときは、その旨当該申込みをした者に通知するものとする。
- 3 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会費)

第7条 年会費の金額は次のとおりとし、その改訂は総会での承認を必要とする。

- ア. 正会員：5,000円
- イ. 賛助会員（個人）：10,000円
- ウ. 賛助会員（法人・団体）：30,000円
- エ. 役員：10,000円

2 正会員及び賛助会員は年会費を当該年度の5月末日までに納入しなければならない。なお、名誉会員からは年会費を徴収しない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当したときは、会員資格を喪失する。

- ア. 退会したとき
- イ. 会費を2年以上滞納したとき
- ウ. 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき
- エ. 総会において、本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたものとして除名されたとき
- オ. 本会が消滅したとき

2 本会は、会員がその資格を喪失しても既納の会費は返還しない。

## 第4章 役員

(種類・定数)

第9条 本会に次の役員をおく。

- ア. 理事長1名
- イ. 副理事長1名
- ウ. 理事20名以内（理事長・副理事長は除く）
- エ. 監事2名

2 前項の定めによる役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員を選出と職務)

第10条 役員を選出と職務を以下のとおり定める。

- ア. 理事は、総会において、正会員の中から互選で選任される。
- イ. 理事長は、役員会において理事の中から互選で選任され、本会を代表して一般会務を統括する。
- ウ. 副理事長は、理事の中から理事長が任命し、理事長を補佐するとともに、理事長に事故のあったときはその職務を代行する。
- エ. 理事のうち若干名を理事長の委嘱により常務理事とする。常務理事は総務、広報、渉外、編集及びプログラムの実務を分掌する。
- オ. 監事は、総会において、正会員の中から互選で選任され、本会の会計と会務の執行状況を監査する。ただし、監事は理事を兼ねることができない。また、監事は役員会での議決には参加しない。

(役員会)

- 第 11 条 役員会は、本規約第 3 条の目的を達成するために本会会務を運営し、総会の議決を執行する。
- 2 役員会は、理事長、副理事長、理事及び監事によって組織される。
  - 3 役員会は、理事長が随時に招集し、毎事業年度 1 回以上開催する。
  - 4 前号の他に理事長以外の理事の 3 分の 1 以上の要求があった場合に開催することができる。
  - 5 役員会の議長は理事長が務める。
  - 6 役員会の開催定足数は出席該当者数の 1/2 以上とする。ただし、開催前に委任状を提出した者又は審議事項について開催前に書状にて意見を表明した者は出席とみなす。
  - 7 役員会の議決は、監事を除く出席者の過半数をもって行い、同数の場合は理事長がこれを決する。
  - 8 総会での審議・議決が必要とする事項については、これを総会へ提議する。
  - 9 理事長は、役員会開催後、速やかに次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - ア. 開催日時・開催場所
    - イ. 出席者数・出席者名
    - ウ. 審議事項・議決事項
    - エ. 議長によって選任された議事録署名人 2 名（本会会員）の署名と押印

## 第 5 章 総会

(総会の概要)

- 第 12 条 総会は、本会の最高議決機関であり、正会員によって組織される。
- 2 理事長は、定例総会を毎会計年度終了後 4 か月以内に招集するとともに、必要と認める時は、臨時総会を招集することができる。
  - 3 総会の議長は、年次大会長が努める。
  - 4 総会の議事は出席した正会員の過半数をもって決定する。総会欠席者には議決権はないものとする。
  - 5 理事長は、総会の開催後、速やかに次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - ア. 開催日時・開催場所
    - イ. 出席者数
    - ウ. 審議事項・議決事項
    - エ. 議長によって選任された議事録署名人 2 名（本会会員）の署名と押印

(権限)

- 第 13 条 総会は、次の事項について決議する。
- ア. 入会の基準及び年会費の金額の承認
  - イ. 会員の除名
  - ウ. 理事及び監事の選任又は解任
  - エ. 活動報告・収支決算報告の承認
  - オ. 活動計画案・収支予算案の承認
  - カ. 規約の改廃
  - キ. 前各号に定めるもののほか、役員会が必要とした事項

## 第6章 会計

(概要)

第14条 会計は次のとおりとする。

- ア. 本会の経費は、年会費・その他の収入をもってこれに充てる。
- イ. 本会の会計年度は、4月1日～翌年3月31日とする。
- ウ. 収支決算報告及び収支予算案は、総会の議決を要する。

### 附 則

- 1 本規約は、2015年7月5日から施行する。
- 2 日本動物看護学会会則は廃止する。